

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
- ・電気通信事業法施行規則第4条の2の3第1項第1号及び第2号の規定に基づく総務大臣が指定する者を定める件定める告示案
- ・電気通信事業法第31条第11項第1号の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件の一部を改正する告示案
- ・グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的考え方の策定
- ・電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の改正案
- ・NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針の策定案
- ・電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の改正案
- ・MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改正案
- ・NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドラインの改正案
- ・NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインの改正案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、電気通信事業者間の適正な競争関係等を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の経営の自由度の向上等を図るための措置を講ずる「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号。以下「改正法」といいます。）が、令和7年5月28日（水）に公布されました。

総務省は、改正法の一部の規定の施行に向けて、所要の規定を整備するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（公正競争の確保等に関する規定の整備）等について、令和8年2月21日（土）から同年3月23日（月）までの間、意見募集を行います。

3 資料入手方法

準備が整い次第e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の

場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは4MBまでとなっています。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： n-line_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）のe-Govを極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（3）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和8年2月21日（土）から同年3月23日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担当：小杉補佐、佐々木係長、岩木官

電話：（直通）03-5253-5837

電子メールアドレス：n-line_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意 見 書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等) (注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(公正競争の確保等に関する規定の整備)等に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見